

城西国際大学研究活動における不正防止 及び不正行為への対応等に係る規程

〔 決 定 日：平成 28 年 7 月 19 日
決定機関：学校法人城西大学理事会
（平成 28 年度（国）規程第 10 号） 〕

（目的）

第 1 条 本規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、城西国際大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正、研究費の取扱いに係る不正防止及び不正行為への対応等を明確に定め、本学における研究の信頼性及び公正性を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 本規程における「研究者」とは、教員及び学生等、本学において研究活動に従事する者をいう。

2 本規程における「研究活動に係る不正行為」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

（1）研究者が調査や実験等を行わなかった、または調査や実験を行ったがデータ等を取得できなかったにもかかわらず、データ等をねつ造すること。

（2）研究者が行った調査や実験などを通じて得たデータ等を、正当な理由なく修正または削除すること。

（3）計測・実験機材を操作することで正当な作業では得られないデータ等を取得、または調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること。

（4）研究者が、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

（5）不正な手段によって外部に持ち出されたデータ等を、取得または利用すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、不正な手段によりデータ等を取得、公表もしくは伝達すること。

3 本規程における「告発者」とは、本学の研究者を当事者とする不正行為に係る情報を、告発する意思をもって提供した者であって、自らの氏名及び連絡先を連絡した者をいう。

4 本規程における「被告発者」とは、不正行為に係る情報において、当該不正行為を行った当事者として告発されている者をいう。

5 本規程における「研究費」とは、本条第 1 項に掲げる研究者に対して本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

6 本規程における「公的研究費」とは、次の各号に掲げる資金をいう。

（1）文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募

型の研究資金

- (2) 文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金
- (3) 文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の研究資金
- (4) 他省庁、他省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体もしくは特殊法人から配分される公募型の研究資金または他省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金

7 本規程における「研究費の取り扱いに係る不正行為」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を大学に支払わせること。
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を大学に支払わせること。
- (4) 虚偽の申請に基づき外部関係者等への報酬等を大学に支払わせること。
- (5) 法令、本学の規約または当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用すること。

8 本規程における「配分機関等」とは、本条第6項の公的研究費を配分する政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等をいう。

(不正行為の禁止)

第3条 研究者は、研究活動に係る不正行為及び研究費の取り扱いに係る不正行為(以下「不正行為」という。)の防止に努めるとともに、不正行為を行わないものとする。

(最高管理責任者)

第4条 本学におけるすべての研究に係る最高管理責任者は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、研究倫理の保持、研究費及び公的研究費(以下「研究費等」という。)の適正な運営・管理を遂行する体制の整備を行う。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、副学長の中から最高管理責任者が指名する。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者の責務を補佐する。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、研究活動及び研究費等の運営・管理が適正に行われるよう全体を指導監督する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各学部長
- (2) 各大学院研究科長
- (3) 各センター・研究所等の長
- (4) 水田記念図書館長
- (5) 留学生別科長
- (6) 事務局長
- (7) 教務部長

- 2 コンプライアンス推進責任者は、本学における研究活動及び研究費等の運営・管理に係る不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、広く研究活動に係る者を対象として、求められる倫理規範の修得を目的とする研究倫理教育を定期的実施する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、当該部局の組織状況に応じて、複数のコンプライアンス副責任者を任命することができる。

(不正防止計画推進部署)

第7条 研究倫理委員会の委員長(以下「倫理委員長」という。)は、本学における研究活動及び研究費等に係る不正行為の防止を推進するため、倫理委員会に不正防止計画推進部署(以下「防止計画推進部署」という。)を置く。

- 2 防止計画推進部署は、学務部学務課を担当とし、本学における不正防止計画の策定、実施及び実施状況の確認を行うものとする。
- 3 倫理委員長は、不正防止計画の実施に際し、その進捗管理に努めるものとする。

(研究費の取り扱いに係る大学の対応)

第8条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するときまたは支出した後、当該支出が適正であることを確認するものとする。

- 2 研究費に係る経理処理は、関連事務部局及び当該研究者が責任をもって行うものとし、その手続きについては「城西国際大学経理規程」及びこれに基づく諸規定等に基づくものとする。
- 3 研究費の獲得または執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類、その他研究費に係る文書の保管については、「城西国際大学文書の整理及び保存に係る規程」に基づくものとする。

(誓約書の提出)

第9条 本学において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するとき及び交付申請を行うときは、交付された公的研究費の適正な使用に係る誓約書を提出する。

(研究倫理に係る研修等)

第10条 本学は、公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者を対象として、研究倫理に係る研修を定期的実施する。

- 2 本学において公的研究費の管理・運用に関わる者は、研究費の取り扱い及びその不正防止等に係る研究倫理教育等を受講するものとする。

(受付窓口の設置)

第11条 本学における研究活動及び研究費等に係る不正行為や、その防止についての学内外からの相談対応を目的として、通報・告発・相談窓口(以下「受付窓口」という。)を設置する。

- 2 前項に定める受付窓口は、学務課とする。
- 3 本学は、通報、告発または相談等(以下「告発等」という。)の受け付けに際し、調査または事実確認を行う者が、自己との利害関係を有する事案に関与しないよう留意する。

- 4 本学は、原則として顕名により不正行為を行ったとする研究者もしくはグループ、不正行為の様態等及び事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする科学的な合理性のある根拠が示されている告発等のみを受け付けるものとする。

(不正行為に係る報告)

第 12 条 不正行為に係る告発等を受けた職員等は、速やかに統括管理責任者に報告する。

- 2 統括管理責任者は、前項の告発等を受け、速やかに最高管理責任者に報告する。

(臨時措置)

第 13 条 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしているとの報告を受け、臨時の措置の必要があると認めるときは、被告発者に対して警告を行う。

- 2 最高管理責任者は、必要に応じて、証拠となりうる資料等の保全を目的とする臨時措置を講じることができる。

(調査実施の決定)

第 14 条 最高管理責任者は、本規程第 12 条第 2 項の報告を受けた日から 30 日以内に調査実施の可否を決定する。

- 2 最高管理責任者は、前項の決定にあたり、必要に応じて予備調査を行うことができる。

- 3 本条第 1 項の決定において、告発者が顕名によらないときは、調査を行わないものとする。ただし、最高管理責任者が、当該告発等が不正行為とする科学的な合理性のある根拠を示していると判断したときは、顕名による告発等に準じて調査を行うことができる。

- 4 本条第 1 項の決定において、研究者の氏名及び不正行為の様態等が明示されていないとき、または不正行為とする科学的な合理性のある根拠が示されていないときは、調査を行わないものとする。

- 5 最高管理責任者は、調査実施の決定に際し、告発者及び被告発者に対して調査の実施する旨を通知し、協力を求める。なお、調査を実施しないときは、告発者に対して調査を行わない旨及びその理由を通知する。

- 6 最高管理責任者は、調査の開始にあたり、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費等の使用停止を命じる。

(調査委員会)

第 15 条 最高管理責任者は、調査実施の決定から 30 日以内に調査委員会を設置し、調査を開始する。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が指名する者：1 名

(3) 事案ごとに最高管理責任者が委嘱する者：若干名

- 3 調査委員会の委員のうち、半数以上は外部有識者とする。

- 4 調査委員会の委員長は、統括管理責任者とする。

- 5 調査委員会の委員は、告発者または被告発者との直接の利害関係を有しないと最高管理責任者が認める者とする。

- 6 最高管理責任者は、本条第2項第1号に定める委員が、直接の利害関係を有する者であると判断したときは、当該委員に替えて他の副学長から1名を委員に指名する。
- 7 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、調査委員会の委員の氏名並びに所属を通知する。
- 8 告発者及び被告発者は、前項の通知から7日間以内に委員についての異議申し立てを行うことができる。
- 9 最高管理責任者は、前項の異議申し立てにおいてその内容を妥当と認めるときは、当該委員を変更することができる。ただし、変更後の新たな異議申し立ては、理由の如何を問わず認めないものとする。

(調査等)

第16条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、認定を行う。

- (1) 不正行為の有無
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 関与した者及び関与の程度
 - (4) 当該論文等及び研究活動における関与した者の役割
 - (5) その他、調査に必要と認める事項
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる方法により調査を行う。
 - (1) 当該研究活動及び関連する研究活動に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - (2) 関係者に対するヒアリング
 - (3) その他、調査に必要と認める方法
 - 3 調査委員会は、他の研究機関や学会等に調査の協力を依頼することができる。
 - 4 当該事案が公的研究費に係る不正行為であったときは、調査の方針、対象及び方法等について、当該事案に係る配分機関等に報告し、協議を行う。

(他研究機関との合同調査)

第17条 最高管理責任者は、不正行為が他研究機関に係るときは、当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて当該研究機関と協力または合同調査を行うことができる。

- 2 他研究機関と合同で調査するとき、または他研究機関の調査にかかり合理的な協力を求められたときは、本学は誠実に調査または協力する。
- 3 最高管理責任者は、不正行為以外の他の不正との複合的な事案と認められるときは、必要に応じて、学内の他の調査委員会と協力または合同調査を行うことができる。

(調査結果の認定)

第18条 調査委員会は、不正行為の有無を認定するにあたり、客観的事実に基づき、科学的かつ総合的に判断する。

- 2 調査委員会は、被告発者の不正行為を認定するとき、または告発者の悪意に基づく告発を認定するときは、弁明の機会を設けなければならない。

(調査結果の報告)

第 19 条 調査委員会は、調査の開始から 150 日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、やむをえない事情があるときは、中間報告とすることができる。

(不服申し立て)

第 20 条 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、当該調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者または被告発者は、調査結果に不服があり再調査を希望するときは、前項の通知から 14 日以内に最高管理責任者に対して不服申し立てを行うことができる。

3 前項の不服申し立てを行うときは、不服申し立ての根拠を書面にして申し立てなければならない。

(再調査)

第 21 条 最高管理責任者は、前条第 2 項の不服申し立てがあったときは、当該申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

2 最高管理責任者は、再調査実施の決定に際し、その旨を告発者及び被告発者に通知する。なお、再調査を実施しないときは、不服申し立てを行った者に対してその旨及びその理由を通知する。

3 最高管理責任者は、再調査の実施にあたり、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を事案ごとに設置し、再調査を指示する。

4 再調査は、再調査の開始から 50 日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。

5 最高管理責任者は、再調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。

6 再調査結果に対する不服申し立ては、理由の如何を問わず受け付けないものとする。

(調査結果の確定)

第 22 条 最高管理責任者は、本規程第 19 条、同第 20 条、及び同第 21 条の手続きを経て、調査結果を確定する。

(措置)

第 23 条 最高管理責任者は、前条の調査結果の確定を受け、倫理委員会における協議を経て、被告発者に対する措置を決定する。

(配分機関等への報告)

第 24 条 最高管理責任者は、調査の実施を決定した場合であって、当該研究活動が公的研究費により行われているときは、速やかに当該資金を配分する公的機関、当該配分機関を所管する省庁及び文部科学省(以下「配分機関等」という。)に調査を行う旨を報告する。

2 最高管理責任者は、調査期間中に不正行為の事実が一部でも確認されたとき、または配分機関等から中間報告を求められたときは、配分機関等に中間報告を行

う。

- 3 配分機関等の求めがあるときは、資料提出及び現地調査に応じるものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査結果の認定、不服申し立て及び再調査結果について、配分機関等に報告する。
- 5 最高管理責任者は、調査結果の確定に基づき、告発等の受け付けから 210 日以内に、次の各号に掲げる事項を含む最終報告書を作成し、配分機関等に提出する。
 - (1) 調査委員会の調査結果
 - (2) 本学が講じた措置の内容
 - (3) 不正行為の発生要因と再発防止策
 - (4) その他、最高管理責任者が必要と認める事項
- 6 前項の期間内に調査が完了しないときは、調査の中間報告書を作成し、配分機関等に提出する。
- 7 最高管理責任者は、配分機関等から当該資金の返還命令もしくはその他の指導を受けたときは、命令または指導に基づき、必要な措置を講じるものとする。
- 8 最高管理責任者は、不正行為が確定したときは、必要に応じて関連する論文掲載機関等に通知し、対応を協議することができる。

(懲戒等)

- 第 25 条 最高管理責任者は、不正行為または悪意に基づく告発の調査結果が確定した者に対して、懲戒等の処分が適当であると判断したときは、懲戒等に係る手続きに付すものとする。
- 2 前項の懲戒等に係る諸事項については、業務規則及び関連諸規定による。

(法的措置)

- 第 26 条 不正行為または悪意に基づく告発により本学に損害が生じたときは、損害を賠償させるものとする。
- 2 本学は、不正行為または悪意に基づく告発の調査結果が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じるものとする。

(調査結果の公表)

- 第 27 条 最高管理責任者は、不正行為の確定にあたり、次の各号に定める事項を本学の Web ページにおいて公表する。
- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の概要
 - (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
 - (4) 調査委員会委員の氏名、所属及び調査方法の概要
 - (5) その他、最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 前項にかかわらず、個人情報または知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認めるときは、一部の事項を非公表とすることができる。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発の調査結果が確定したときは、前 2 項に準じて公表することができる。

(保護)

第 28 条 本学は、相談者、告発者または調査に協力する関係者に対し、単に相談、告発、または調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。ただし、悪意に基づく告発であることが確定したときは、この限りではない。

2 本学は、被告発者に対し、単に告発されたことを理由として本規程に定める調査に必要な命令を除き、懲戒処分、研究活動の禁止その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

3 職員等は、前 2 項に基づき、単に相談、告発もしくは調査協力したこと、または単に告発されたことを理由として、不利益な取扱いや嫌がらせをしてはならない。

4 本学は、告発者による告発等の内容について、調査結果の公表まで告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

(守秘義務)

第 29 条 受付窓口及び調査等に係る職員等は、職務上知り得た情報等について、恒久的に守秘義務を負うものとする。

(不正な取引に関与した業者の処分)

第 30 条 業者が行う不正な取引への関与とは、公的研究費により備品及び物品等の購入または委託業務等の取引を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 入札または見積りにあたり、競争入札妨害もしくは談合を行い、本学に不利益を及ぼしたとき。

(2) 本学または本学に所属する研究者との契約にあたり、必要として求めた調査資料に虚偽の申告をしたと認められるとき。

(3) 研究費等を本来の用途外に運用することを目的として、取引内容を偽装もしくは架空の取引を行ったとき。

(4) 取引内容を偽装もしくは架空の取引をすることにより、預け金等として研究費等の管理を行ったとき。

(5) その他、不正に関与したと認められるとき。

2 本規程第 16 条に定める調査において、前項の不正な取引が認定された場合、最高管理責任者は、本学または本学に所属する研究者と業者間ですでに締結している契約及び取引を解除(以下「取引停止」という。)することができる。

3 前項の取引停止の期間は、一定期間あるいは無期限とする。

(事務)

第 31 条 本規程に係る事務は、教務部教務課が行う。

附 則（平成 28 年度（国）規程第 10 号）

本規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。